

[書評]

グローバル化の倫理学

——P・シンガー『ひとつの世界』を読む——

馬渕 浩二

1. 序

我々はここ数年のあいだにグローバル化に関する夥しい数の言説に出会ってきた。だが、そうした言説の多くは経済に関わるものであって、グローバル化とはもっぱら経済問題のことであるという誤った印象を与えかねない状況であったと言える。このようにグローバル化を分析する際の視点がおもに経済的なものであったために、筆者は、はたして倫理学はグローバル化について何か言うべきことを持ちうるだろうかという疑問を感じていた。

本稿で紹介するP・シンガー『ひとつの世界』⁽¹⁾は、筆者のこのような疑問にストレートに、かつ肯定的に応答する書物である。たとえば、シンガーはグローバル化が優れて倫理的な問題であることを明言している。「本書のテーマは、我々がどれほどうまくグローバル化の時代を切り抜けるのかどうか（おそらくは、そもそも我々がグローバル化の時代を切り抜けるのかどうか）は、我々はひとつの世界に生きているのだという見解に対して、我々がどのように倫理的に応答するのかということに依存している」(p. 13)。さらにシンガーは、グローバル化した社会を思考するためには、倫理学はこれまでとは異なる新しい何かを思考しなければならないと述べている。「我々は主権国家という考え方とともに長期にわたって生きてきたので、主権国家は外交や公序良俗だけではなく倫理学の背景の一部になってしまっている。より古い「国際化」とは異なる「グローバル化」という用語に潜在的に含まれているのは、我々は、国家間の結びつきが成長するような時代を超えて動きつつあり、国民国家についての現在存在している見方を超えている何かを熟考し始めているという考え方である。しかし、この変化は我々の思想のすべてのレベルにおいて、そしてとりわけ倫理についての我々の思考において反省される必要がある」(p. 8)。倫理学者がグローバル化を倫理あるいは倫理学の問題としてこれほどはっきりと定式化した例を、筆者は寡聞にして知らない。

以下では、シンガーが倫理学に求める変化はどのようなものなのかを明確

にする形で、『ひとつの世界』の内容を紹介していくことにする。

2. グローバル化の倫理学の対象

シンガーとともに第一に確認しなければならないのは、グローバル化が経済現象だけに限定されないということである。もちろん、それがグローバル化のもっとも重要な要素であることは確かであり、シンガーも第3章「ひとつの経済」において、WTO（世界貿易機関）やグローバル化による経済的不平等について論じている。しかし、グローバル化をたとえば「国境を超えて様々な問題が結びつくこと」、ないしは「様々な問題とその解決が国境によって限定されないこと」と暫定的に定義するとすれば、グローバル化を経済現象だけに限定するのは不当である。言うまでもないが、国境を超えた問題は経済以外にも多数存在するからである。

たとえば、この書物も9.11の同時多発テロに言及せずに済ますことができなかったのであるが、9.11は単にテロの問題としてではなく、グローバル化の象徴として考えられている。まず確認できることは、航空機が世界貿易センターに激突し瞬時に大量の死者がでた現実を、世界中の人々がテレビの生中継を通じて同時に知ったということである。つまり、それは情報の地球規模での同時性を示している。しかし、それだけではない。シンガーは言う。「テロリズムは我々の世界を新しく驚くべき仕方で統合された共同体にしてしまった」(p.7)。

しかし、9.11以降の展開を目の当たりにしている我々にとっては、むしろ逆が正しいように思える。なぜなら、我々は世界の統合というよりは分裂と敵対という印象を持っているはずだからである。だが、シンガーは考察のレベルを変えることによって、我々の印象とは反対の見解を示す。9.11以降、テロリズムは、我々の近くにいる隣人の活動だけではなく、地球の裏側の遠く離れた地域に住む住民の活動にまで、我々が手出しや口出しすることを強いてしまっている。たとえば、それを支持するか否かは別として、現実とし

て確認しておくべきなのは、アメリカの反テロリズムの動きが他国に潜むテロリストを他国に出かけて捕捉し自国で裁判にかけることを当然のことと見なしており、この文脈ではもはや国境という境目は必ずしも存在しない、あるいは国境の意味が薄れているということである。

このように、シンガーの視線は経済以外の問題へと向けられており、その問題とその解決が国境を超えることを見届けようとする。目次を簡単に追うだけで、この視線が貫徹されていることが了解されるであろう。たとえば、第2章は「ひとつの大気」と題されており、そこでは大気に関する考察が行われている。たとえば地球温暖化の問題がグローバル化の問題であるのは、「人間の一見無害で平凡な行為が遠くの国々に住む人々に影響を与える」(p. 20)からである。地球温暖化は、9.11ほどには衝撃的でもないし急激でもないが、しかし穏やかにより多くの人々を殺すことができる。温暖化の進行は両極の氷を溶かし、海面の上昇を引き起こし、太平洋の島々やバングラデシュの国土を水没させる危険を持っているからである。あるいは、フロンガスについてはこんな風に考えることができる。「〔通常の倫理的場面では〕もし誰かが誰か他の人を殴ったのであれば、誰が何をしたかは明白であった。いまやオゾンホールと気候変動という双子の問題は、人を殺す奇怪で新しいやり方が存在することを明らかにした。もしあなたがフロンガス式の噴霧スプレーを使っているのであれば、ニューヨークのアパートメントにいて脇の下で体臭止めをスプレーすることによって、あなたはチリのプンタアレナスに住む人々が何年も後に皮膚がんで死ぬことに貢献していることになりうるであろう。自動車を運転することによって、あなたはバングラデシュで起きた死を招く洪水へと至る因果連鎖の一部をなす二酸化炭素を排出していることになる」(p. 20)。私たちが生きているグローバル化した世界とはこのような世界のことなのであり、グローバル化の倫理学を構想するということは、この世界を基盤とするということなのである。したがって、行為の善悪、義務、正義などを考察する場合のスケールが地球規模に広がってしまうのであり、他国の、おそらく一生出会うこともないであろう国民を倫理的考察の対

象に含めねばならないのである。

第3章「ひとつの経済」においては、いうまでもなく自由貿易とそれを推進するWTOの問題が取り上げられている。シンガーは「環境保護、労働者の安全、団結権、動物の福祉といったものを擁護する最低限の基準を促進するような、もっと民主的にコントロールされた統制システム」(p. 95)が目指されるべきだと考えているが、いうまでもなく、このシステムは一国内のシステムではなく、国境を超えた世界規模のシステムである。

第4章「ひとつの法律」においては、他国において重大な犯罪、たとえば虐殺や迫害などが行われている場合に、他国に対する人道的介入を行うことが許されるかどうかが論じられている。結論から言えば、シンガーは、人道的介入の主体を改良された国連に求め、介入を是とする。この考えの是非はともかく、ここで重要なのは、我々が関係してしまう犯罪はもはや国内の犯罪にはとどまりえないということである。我々は他国でどれほど恐ろしい犯罪が行われているのかを知りうる世界に生きている。そのように他国の中で起こされた犯罪を実際に知っていながら、それを無視することは許されるのだろうか。ここでもまた、おそらく出会うことがないであろう他国の人々が我々の倫理的思考の対象になる。

第5章「ひとつの共同体」では、貧しい国への経済援助は先進国といわれる国に住む市民の義務なのか否かが論じられる。シンガーによれば、それは義務である。このような主張に対しては、「一度も出会ったこともなく、おそらく死ぬまで出会うことはないであろう他国の市民に対してどうして援助する義務があるのか」という批判が向けられるであろう。シンガーは、援助しなければいかなる状況（餓死・予防しうる感染症による死亡など）が到来するかを予想できるのに、そしてそれを阻止しようとすればできるのに、そのことを為さないのは倫理的には許されないと断言する。そして逆に、こうした批判が、家族や親戚、友人、同胞といった身近な他者を優先すべきだという暗黙の前提の下になされていることを暴きだすのである。

3. シンガーの原則

ここまで読みすすめることで、シンガーが強調したかったことが明白になる。シンガーによれば、これまでの倫理的思考は身近な他者を優先するものにすぎず、かりに倫理的な配慮の対象を拡大したとしても、たかだか国境の内部の他者を問題にしうるにすぎない。グローバル化という現実の方はすでに国境を超えて進展しまっているにもかかわらず、倫理的な思考の方は必ずしもこの現実に追いついていないというわけである。

そうであるからこそ、冒頭で紹介したように倫理の変化が要請されるわけであるが、さて、グローバル化という現実を倫理的に思考するためには何か新しい原則が必要となるのであろうか。実は、これは、筆者が本書を読み始める前に抱いていた疑問であった。この疑問を感じたのは、グローバル化というテーマがこれまでのシンガーの問題関心を大幅にはみだすように思われたからである。周知のようにシンガーは、自発的安楽死を正当化することに反対するグループによって自らの講演が中止に追い込まれた「シンガー事件」の当事者であって、もともと彼の問題関心は生命倫理学の領域に向けられていた。あるいは、動物もまた苦痛を感じるがゆえに動物を苦痛から解放すべきであるという動物解放の議論を展開したことでも、シンガーは有名である。グローバル化は明らかにこうした対象領域からはみ出すテーマであり、しかも大規模なテーマであるため、どのような原則が用いられているかは興味深い問題であった。

しかし、意外なことに、グローバル化を論じる際にシンガーが用いた原則は、これまで彼が提唱し続けてきた原則であった。シンガーが提唱する倫理学の原則は、「利益に対する平等な配慮」⁽²⁾である。簡単に言えばそれは、満たされるべき利益を持っている他者に対しては、その他者の性差・人種・宗教等を問わずに、平等に配慮しなければならないという原則である。ちなみに、シンガーは利益があると言えるための最低限の条件として快苦を感じる

能力を持ち出し、苦痛から逃れるという利益は人間のみならず苦痛を感じることができる動物にもあると考え、すでに述べた動物解放を基礎づけようとしたのであった。『ひとつの世界』において用いられている原則も、この「他者の利益に対する平等な配慮」の原則である。ただし、ここで他者といった場合、それは医療現場に登場する苦痛に苦しむ患者や実験の危険に晒されている動物ではなく、国境の向こう側にいる他者、別の国家の市民である。シンガーは言う。「ある国家の市民たちが〔地球上の〕いたるところに存在する人々の利益ではなくて、自分たちの仲間である市民たちの利益だけに关心を持つべきだということには、健全な理由がない」(p.64-65)。この発言からも分かるように、シンガーは新たな原則を適用したのではなく、これまでの原則をこれらの他国の市民である他者に拡大して適用したのだと考えてよい。つまり、グローバル化を倫理的に考察することは、他国市民の利益を平等に配慮することを意味するのである。

このことをシンガーは、「アウトサイダーの利害を配慮する」(p. 3)とも表現している。このことを筆者の問題関心に基づいて言い換えるなら、「倫理学における新たな他者の登場」ということになる。つまり、世界の一体化によってこれまで倫理学の枠組みに漠然としてしか登場していなかった他者が、この枠組みの再考を促す鮮明な輪郭をもった他者として再登場する。もちろん、これまで地球の裏側に人類が生活していることは知られていたのだし、倫理の対象のなかにそれらの他者は形式的には含まれていた。しかし、それらの他者が本格的に倫理的思考の対象となったことはなかったという意味で、新たな他者の登場という言葉を用いたい。

4. シンガーのロールズ批判

グローバル化を倫理的に思考するということが、他国の顔も知らない他者の利益を配慮することであるとすれば、ここから、国境や国民国家は倫理的な思考や行動の障害になる可能性があると言うことができる。あるいは、グ

ローバル化を倫理学的に思考する場合には、思考の範囲を国家内に限定するような従来的発想を転換しなければならないと言うことができる。シンガーは、この点から現代正義論の立役者であるロールズを批判している。これまで紹介してきた実際的問題にもまして、このロールズ批判は理論的なレベルで興味深いものであったので、少し詳しく紹介することにしたい。

シンガーの狙いは、20世紀後半の倫理学・政治哲学の歴史においておそらく最高の地位にあるロールズ『正義論』⁽³⁾さえもが、国民国家や国境を前提として議論が組み立てられていることを示し、『正義論』がグローバル化の倫理学としては不十分であることを宣言することである。

シンガーによれば、『正義論』は「異なった社会の間に存在する富と貧困の極端な不正義を議論することに完全に失敗している」(p. 8)。その原因は、『正義論』において用いられている方法にある。ロールズは、オリジナル・ポジションに置かれた個人がどのような正義の原理を採択するかを検討することによって、リベラルな正義の原理を基礎づけようとする。オリジナル・ポジションに置かれた個人には無知のペールがかけられており、一般情報は与えられているものの、自らの個別情報（経済状態、人種、民族、宗教などについての情報）は与えられていない。こうした状況では、合理的な人間なら「最悪の結果のなかでももっともましなものを」というマキシミン・ルールに基づいて思考するであろう。結果として、人々は、第一原理（平等な自由の権利）と、第二原理（機会の平等の原理および格差原理——自分がもっとも境遇が悪い人間かもしれない、そうした人間の境遇を改善するような原理）を採用せざるをえない。

シンガーがとくに注目するのは、第二原理の中の格差原理である。格差原理はもっとも境遇の悪い人々の生活を改善することを認める原理であるが、この場合、境遇の悪い人々といっても、他国の人々はそのなかに含まれない。「ロールズは、『境遇の悪い人』についての見方を自分自身の社会の内部にいる人々に限定している」(p. 9)。なぜなら、「ロールズは、選択をする人々がすべて同じ社会に所属し、彼らの社会のなかで正義を達成すると想定

しているだけ」(p. 9) だからである。もし、自分たちがどこの国の住人なのであるかということについて無知のペールがかかっているならば、当然にも、自分たちの社会のなかに住む境遇の悪い人々ではなくて、世界の境遇の悪い人々（たとえば発展途上国における絶対的貧困に追い込まれている人々）の生活を改善するというルールが出てくるべきなのであるが、すでに述べた理由から、ロールズにおいてはそれは不可能である。シンガーはこのように結論づけている。ロールズにあっては「何が正義かを決定するための単位が今日の国民国家に似た何かにとどまっている」のであり、「ロールズのモデルは国際的秩序のモデルであって、グローバルな秩序のモデルではない」(p. 9)。

なお、『正義論』以降、ロールズは『人民の法』において、「我々自身の社会の境界を超えた正義の問題」(p. 176) を考えることになるが、これについてもシンガーは否定的な評価を下している。詳しくは、第5章を参照されたい。

5. 結 語

他者の利益の平等な配慮という原則を拡大することで、シンガーはグローバル化に対応可能な倫理を創り出そうとする。「我々が自らの行為を正当化すべき集団が部族、あるいは国民であれば、我々の道徳はおそらく部族中心的、国民中心的である。しかし、コミュニケーションにおける革命がグローバルな聴衆を創り出したのであってみれば、我々は我々の行動を世界全体に対して正当化する必要があると感じるかもしれない。このような変化は、これまでの倫理が多くのレトリックを用いたにもかかわらず行わなかったような仕方で、この惑星に住むすべての人々の利益に役立つ新しい倫理のための物質的基礎を創り出すのである」(p. 12)。これは言わば「新しい倫理」であって、その点で倫理の進化を意味しうるものである。

まとめとして、この立場に若干の疑問点を提示しておくことにしよう。新しい倫理、あるいは倫理の進化に関しては、たとえば、ロデリック・F・ナ

ッシュが類似の図式を提示していることが思い出される。ナッシュによれば、過去から未来に至る倫理の歴史は、倫理の範囲が拡大する歴史である。その有名な図⁽⁴⁾によれば、過去の倫理の範囲は〈家族→部族→地域〉という形で拡大してきたとされる。そして、現在の倫理の範囲は、〈国家→人種→人類〉という形で拡大している。さらに現在と未来の境目にあって、倫理の範囲は動物にまで拡大されようとしている。こうした図式的な整理にどれほどの必然性と精密さがあるのかは別に論じなければならないが、しかし、大きな歴史の流れを示しているものとしてこの図を承認することはできよう。

さて、シンガーが『ひとつの世界』において論じたのは、現在の部分、しかも国境という限界を超えて思考する倫理のあり方であった。と同時に、我々が想起しなければならないのは、シンガーがグローバル化の倫理より以前に論じていたのは、現在と未来の間にある倫理のあり方、つまり動物をも考察の対象とする倫理だったということである。すでに述べたように、シンガーは倫理的配慮の対象を動物にまで広げて動物解放という考えを提唱し、動物解放を認めない立場を「種差別」⁽⁵⁾として批判していたのであった。

動物解放を論じている限りではシンガーは人間中心の倫理を批判していたわけであるが、グローバル化を論じている限りではシンガーの視線は人間に向けられざるを得ない。目の前で動物実験にかけられ苦痛を与えられている動物を救うことを可能にする倫理的根拠を示したのがシンガーの功績であったはずなのに、グローバル化の倫理学は、ふたたび倫理的思考の方向を人間に戻してしまっている。このことを後退であると批判する論者も存在するかもしれない。

もちろん、『ひとつの世界』において動物解放という視点が皆無であるわけではない。動物解放に関するであろうような言及は、すでに紹介した経済のグローバル化において行われている。「この本の別の諸章を動機づけている倫理的な議論が、ここでも重要である。ある国家の市民たちが、いたるところにいる人々の利益ではなくて、むしろ自分たちの仲間である市民たちの利害だけに关心を持つべきだということに健全な理由がないのとまったく

同じように、動物が自分たちの国境内に生きている場合にのみ、一国の市民たちが動物の福祉に関心を持つべきだということに健全な理由はない」(p.64-65)。たとえば非常に残酷な仕方で捕獲された動物から作られた製品を輸入しないことにより、他国にいる動物の福祉を守ることができる。このようにして、他国の市民だけでなく他国の動物もまた道徳的配慮の対象となることが可能だというわけである。

とはいって、道徳的配慮の対象が拡大することによって、どの利益を優先すべきなのかという困難な問題が必然的に生じてしまうであろう。「利益に対する平等な配慮」によって、他国の市民という他者も動物という他者も倫理の対象となるのであるが、同時にそれは今述べたような優先順位の問題を生み出す。『ひとつの世界』においてはこの点への言及は見られなかった。

しかし、こうした疑問にもかかわらず、我々が地球の裏側に存在する他者に不可避に関わらざるを得ないこと、そしてそうした他者との最悪の関わり方がその他者を殺すこと（見殺すということを含めて）でありうること—このようなものとしてグローバル化を規定しなおし、グローバル化を倫理の問題として思考する可能性と必然性とを示したシンガーの功績は否定することができない。このことを結論として確認し、本稿を閉じることにする。

[注]

- (1) P. Singer, *One World—the Ethics of Globalization*, Yale University Press, 2002. 以下、同書からの引用に際しては引用の直後に頁数を示す。
- (2) P・シンガー『実践の倫理』山内友三郎・塚崎智監訳、昭和堂、1996、第2章。
- (3) J. Rawls, *A Theory of Justice*, The Belknap Press of Harvard University Press, 1971.
- (4) ロデリック・F・ナッシュ『自然の権利』松野弘訳、ちくま学芸文庫、1999, p. 32.
- (5) P・シンガー『動物の解放』戸田清訳、技術と人間、1998.